

# 社会福祉法人鳥取県厚生事業団定款

昭和45年	3月14日認可	平成10年	3月26日変更	平成23年	3月16日変更
昭和46年	3月9日変更	平成11年	3月9日変更	平成23年	5月27日変更
昭和46年	9月27日変更	平成12年	3月27日変更	平成24年	3月16日変更
昭和47年	3月30日変更	平成12年	10月27日変更	平成24年	5月28日変更
昭和48年	2月26日変更	平成13年	3月27日変更	平成25年	5月27日変更
昭和48年	3月13日変更	平成13年	5月25日変更	平成26年	3月14日変更
昭和48年	5月31日変更	平成14年	9月9日変更	平成26年	9月16日変更
昭和49年	3月11日変更	平成15年	3月18日変更	平成26年	11月18日変更
昭和49年	9月5日変更	平成15年	5月29日変更	平成27年	1月21日変更
昭和50年	11月7日変更	平成15年	7月28日変更	平成27年	5月28日変更
昭和51年	3月26日変更	平成16年	3月24日変更	平成28年	3月15日変更
昭和52年	3月24日変更	平成16年	5月27日変更	平成28年	8月25日変更
昭和52年	5月30日変更	平成16年	9月10日変更	平成28年	12月8日変更
昭和53年	2月15日変更	平成17年	3月24日変更	平成30年	3月23日変更
昭和54年	3月20日変更	平成17年	5月27日変更	平成30年	6月27日変更
昭和55年	3月24日変更	平成17年	8月5日変更	平成30年	11月1日変更
昭和55年	5月26日変更	平成18年	3月24日変更	平成31年	3月26日変更
昭和62年	3月26日変更	平成18年	7月1日変更	令和元年	6月27日変更
昭和63年	3月25日変更	平成18年	10月1日変更	令和2年	3月26日変更
平成2年	3月26日変更	平成19年	3月23日変更	令和2年	6月24日変更
平成3年	3月28日変更	平成19年	12月3日変更	令和2年	11月16日変更
平成3年	5月29日変更	平成20年	2月19日変更	令和3年	3月25日変更
平成4年	3月31日変更	平成20年	3月24日変更	令和3年	11月29日変更
平成6年	3月29日変更	平成20年	5月28日変更	令和4年	6月27日変更
平成8年	3月27日変更	平成20年	11月25日変更	令和4年	12月6日変更
平成8年	5月31日変更	平成22年	3月19日変更		
平成9年	3月28日変更	平成22年	5月26日変更		
平成9年	5月27日変更	平成22年	8月30日変更		

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、広く県民福祉の増進を図るため、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(ア) 養護老人ホームの経営

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ウ) 障害者支援施設の経営

- (2) 第2種社会福祉事業
  - (ア) 障害福祉サービス事業の経営
  - (イ) 老人短期入所事業の経営
  - (ウ) 老人居宅介護等事業の経営
  - (エ) 相談支援事業の経営
  - (オ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びにその事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鳥取県鳥取市伏野2259番地43に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任

した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。  
(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合はその都度開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長及び議長の選任)

第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行

わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

#### 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事7名
- (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、常務理事を2名以内とする。
- 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長及び議長の選任)

第30条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 土地 別表1のとおり
- (2) 建物 別表2のとおり
- (3) 預金 1,404,000円

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合は、鳥取県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融

機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、この法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類をこの法人の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款をこの法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）会計監査報告

（3）理事及び監事並びに評議員の名簿

（4）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（5）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第39条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第41条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行

使う場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

## 第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）「地域支援総合センター」の経営

（2）訪問型職場適応援助促進事業

（3）障害者就業・生活支援センター事業（障害者就業・生活支援センターしらはま、障害者就業・生活支援センターくらよし）

（4）高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第8章 解散

（解散）

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

（定款の変更）

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則



この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、第12条第1項の規定にかかわらず、その任期は、昭和46年3月31日までとする。

理 事 (理事長)	石 破 二 郎
〃 (副理事長)	藤 井 政 雄
〃	角 田 勇 一
〃	野 坂 浩 賢
〃	高 崎 正 幸
〃	石 亀 一 実
〃	太 田 実 太 郎
〃	赤 塩 尚 雄
〃	田 丸 喜 久 治
〃	島 田 安 夫
〃	浜 崎 芳 宏
監 事	吉 村 護 郎
〃	山 方 信 雄

附 則

この定款は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項(6)及び(7)の規定は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年7月16日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年9月5日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年11月7日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年3月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成3年3月30日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成3年6月1日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成4年4月1日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成6年4月28日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成8年3月29日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成8年6月19日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成9年4月21日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成9年6月18日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成10年5月11日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成11年4月16日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成12年4月1日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成12年11月1日）から施行する。

附 則

この定款は、平成13年3月27日から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成13年7月12日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成14年10月2日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成15年4月2日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成15年6月23日）から施行し、平成15年5月1日から適用する。ただし、第17条中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める改正は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成15年8月26日）から施行する。ただし、

第1条第1項中「障害者生活支援事業」を追加する改正は、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成16年4月14日）から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第1条第1項第1号(オ)中「(通所施設併設)」を追加する変更は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成16年7月5日）から施行し、平成16年4月12日から適用する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成16年11月22日）から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成17年4月19日）から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この定款第5条第1項第1号の規定の改正により新たに理事又は常務理事に委嘱される者の任期は、この定款第8条の規定にかかわらず、理事又は常務理事に委嘱された日から平成19年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成17年6月20日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成17年8月31日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成18年4月6日）から施行する。

ただし、第1条第1項中「老人居宅介護等事業」を追加する変更は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成18年7月26日）から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成18年10月25日）から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成19年4月10日）から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第1条第1項第2号改正前の(ア)及び第16条第2項改正前の第12号を削除する変更は、平成19年3月8日から適用し、第1条第1項第2号改正後の(ア)中「みはぎのホーム」及び「おおくにホーム」をそれぞれ「ふしのホーム」及び「ふるさとホーム」に改める変更並びに同号改正後の(カ)中「障害者支援センターさかいみなど」を追加する変更は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成19年12月18日）から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成20年3月13日）から施行する。  
ただし、第6章を第7章とし、第3章から第5章までを1章ずつ繰り下げ、第2章の次に1章を加える改正以外の変更は、知事認可を経て平成20年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成20年4月25日）から施行する。  
ただし、改正前の第21条第2項第14号を削除する変更以外は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成20年7月22日）から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成21年1月5日）から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成22年4月16日）から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成22年8月11日）から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成22年12月1日）から施行し、平成22年9月1日から適用する。ただし、変更前の第1条第1号中（ウ）及び（エ）を削除する変更は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成23年3月16日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成23年7月11日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成24年4月27日）から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成26年10月22日）から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成26年11月18日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成27年2月27日）から施行する。

ただし、第1条第2号中（カ）を追加する変更は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成28年8月25日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第33条第2項第25号、第26号及び第38号を追加する変更及び第42条第1項第3号の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成29年1月31日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成30年5月14日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成30年8月22日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（令和元年5月13日）から施行する。ただし、第33条第2項第29号の変更及び変更前の第42条第1項第1号「鳥取県立障害者体育センター」の経営を削除する変更は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（令和元年10月2日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（令和2年5月8日）から施行する。ただし、変更前の第42条第1項第5号「鳥取県地域生活定着支援センター設置運営事業（鳥取県地域生活定着支援センター）」及び第6号「緊急的住居確保・自立支援対策事業（自立準備ホーム）」を削除する変更は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（令和2年9月9日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（令和2年12月22日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（令和3年6月10日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（令和4年1月25日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（令和4年8月30日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（令和5年1月19日）から施行する。

別表1(第33条第2項第1号関係)

土地

施設名	所在	地番	地目	地積 (単位:㎡)
鹿野かちみ園 鹿野第二かちみ園	鳥取県鳥取市鹿野町寺内字八景	102番	宅地	7,490.87
	鳥取県鳥取市鹿野町寺内字八景	102番2	宅地	10.55
	鳥取県鳥取市鹿野町寺内字八景	108番2	用悪水路	80.00
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字細工谷	811番2	宅地	1,189.94
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字細工谷	812番1	宅地	1,308.11
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売口道ヨリ西	1072番1	雑種地	897.00
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売口道ヨリ西	1072番9	雑種地	291.00
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷口	1078番	宅地	7,208.77
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷口	1079番8	宅地	1.67
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷口	1079番10	雑種地	1.83
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷口	1079番14	雑種地	4.76
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷	1082番1	宅地	4,709.79
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷	1082番2	雑種地	9.30
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷	1082番5	雑種地	2.92
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷	1085番1	原野	987.00
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷	1085番2	原野	9,572.00
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷	1155番1	保安林	4,630.00
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷	1155番4	雑種地	38.00
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷	1155番5	雑種地	0.46
	鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷	1156番	山林	11,665.00
	計 (20筆)			50,098.97
羽合ひかり園	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津字鍛冶屋	74番1	雑種地	5,988.00
	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津字鍛冶屋	74番5	雑種地	9.78
	計 (2筆)			5,997.78
伏野つばさ園 障害者福祉センター厚和寮 障害者福祉センター友愛寮 いこいの杜 認知症グループホームくつろぎ 事務局	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	112番1	宅地	1,860.49
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	113番1	宅地	12,539.90
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	113番4	宅地	176.09
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	113番5	宅地	3,292.78
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	114番1	宅地	1,371.93
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	114番2	宅地	1,054.83
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	123番	宅地	3,966.00
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	124番	宅地	204.37
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	125番	宅地	595.00
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	126番	宅地	490.50
	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	127番	宅地	6,134.89
	鳥取県鳥取市伏野字砂浜	2259番2	宅地	2,609.54
	鳥取県鳥取市伏野字砂浜	2259番17	宅地	4,909.68
	鳥取県鳥取市伏野字砂浜	2259番43	宅地	10,341.77
		計 (14筆)		
母来寮	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津字七反ケ坪	70番1	宅地	10,350.45
	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津字雨籠土	77番4	宅地	1,014.88
	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津字餅ケ坪	412番1	畑	486.00
	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津字餅ケ坪	412番2	雑種地	4,582.00
	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津字二ノ餅ケ坪	413番1	畑	1,105.00
	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津字二ノ餅ケ坪	413番2	雑種地	1,735.00
	計 (6筆)			19,273.33
ふしの白寿苑	鳥取県鳥取市伏野字中ノ茶屋裏	1771番36	宅地	10,005.10
	鳥取県鳥取市伏野字中ノ茶屋裏	1771番29	宅地	495.89
	計 (2筆)			10,500.99
湯梨浜はごろも苑	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津字餅ケ坪	407番	宅地	11,536.23
皆生みどり苑 皆生やまと園	鳥取県米子市皆生新田二丁目	38番	宅地	8,093.52
	鳥取県米子市皆生新田二丁目	40番	宅地	621.47
	計 (2筆)			8,714.99

施設名	所在	地番	地目	地積 (単位:㎡)
すずかけ いまいちけやきホーム いまいちさつきホーム	鳥取県鳥取市鹿野町今市字屋敷田	1550番	宅地	5,144.00
さくらホーム	鳥取県鳥取市鹿野町今市字櫻馬場ノ下	131番50	宅地	310.15
きたはまホーム	鳥取県鳥取市気高町北浜二丁目	182番6	宅地	357.49
えがお	鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳連場東	413番7	宅地	1,328.00
あまつたけのこホーム あまつわかばホーム	鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳連場東	843番2	宅地	1,659.00
ほっしょうじほたるホーム ほっしょうじさくらホーム	鳥取県西伯郡南部町法勝寺字三本木	454番2	宅地	306.78
	鳥取県西伯郡南部町法勝寺字三本木	454番3	宅地	271.00
	鳥取県西伯郡南部町法勝寺字三本木	457番	宅地	294.21
	鳥取県西伯郡南部町法勝寺字三本木	454番12	宅地	36.18
	鳥取県西伯郡南部町法勝寺字三本木	454番16	宅地	26.42
	計 (5筆)			934.59
ひだまりホーム こもれびホーム ステップハウス	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪	417番1	宅地	1,522.32
あじさいホーム すずらんホーム	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉字浜田	431番1	宅地	572.03
なぎさホーム	鳥取県境港市外江町字伊勢宮前	2127番1	宅地	211.61
すなはまホーム	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目	132番18	宅地	184.60

別表2(第33条第2項第2号関係)  
建物

施設名	所在	家屋番号	種類・構造		床面積 (単位:㎡)
鹿野かちみ園 鹿野第二かちみ園	鳥取県鳥取市鹿野町寺内字八景102番地 鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷口1078番地、1079番地6、1079番地8、1079番地6先 鳥取県鳥取市鹿野町今市字人売谷1082番地1	102番	養護所	鉄骨造かわら・合金メッキ鋼板ぶき平家建	7,186.15
			作業所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	119.00
			集塵庫	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	12.00
			計		7,317.15
羽合ひかり園	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津11番地、10番地1、14番地1、14番地2、15番地1、15番地2、18番地1、18番地2、19番地 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津字鍛冶屋77番地1、78番地1、79番地1	11番	養護所	鉄筋コンクリート造鋼板スレート葺平家建	2,460.10
			車庫	鉄骨造鋼板葺平家建	30.00
			物干場	軽量鉄骨造ビニール板葺平家建	30.00
			作業場	鉄骨造鋼板葺平家建	72.00
			倉庫	鉄骨造鋼板葺平家建	25.30
			倉庫	鉄骨造鋼板葺平家建	24.00
			体育館	鉄骨造鋼板葺平家建	494.00
			作業所	鉄骨造かわらぶき平家建	400.00
			計		3,535.40
			伏野つばさ園はまなす 作業所	鳥取県鳥取市伏野字石山ノ鼻2256番地1、191番地2	2256番1
作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	301.82			
作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・スレート葺平家建	457.38			
寄宿舎	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	141.17			
車庫	鉄骨造スレート葺平家建	66.24			
車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	28.00			
物置	木造瓦葺平家建	25.01			
物置	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・ビニール板葺平家建	30.42			
物置	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・ビニール板葺平家建	30.42			
機械室	コンクリートブロック造陸屋根平家建	27.93			
機械室	コンクリートブロック造陸屋根平家建	9.00			
物置	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	9.36			
物置	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	5.76			
計		2,302.45			
伏野つばさ園	鳥取県鳥取市伏野字砂浜2259番地43	2259番43の3	障害者支援施設	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根2階建	2,485.84
			機械室	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	84.00
			計		2,569.84
伏野つばさ園東棟	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目113番地5、114番地2 鳥取県鳥取市伏野字砂浜2259番地43	113番5	養護所	鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根鋼板葺平家建	2,702.40
			車庫	鉄骨造鋼板葺平家建	55.80
			倉庫	鉄骨造鋼板葺平家建	18.60
			集塵庫	コンクリートブロック造鋼板葺平家建	8.67
			計		2,785.47
伏野つばさ園作業棟	鳥取県鳥取市伏野字砂浜2259番地43	2259番43の2	障害者支援施設	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	688.86
障害者福祉センター 厚和寮	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目127番地、123番地、113番地1、125番地、126番地、124番地、114番地1、113番地4	127番の2	養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	2,371.69
			物置	鉄骨造鋼板葺平家建	17.10
			倉庫	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	26.46
			車庫	鉄骨造鋼板ぶき平家建	46.81
			車庫	鉄骨造鋼板葺平家建	24.93
			機械室	コンクリートブロック造陸屋根平家建	7.70
			物置	コンクリートブロック造陸屋根平家建	5.80
			機械室	鉄骨造鋼板葺平家建	21.00
			計		2,521.49



施設名	所在	家屋番号	種類・構造		床面積 (単位: m <sup>2</sup> )
障害者福祉センター 友愛寮	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目 113番地1、127番地、123番地、 125番地、126番地、124番地	113番1の 2	養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	2,434.43
			霊安室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	15.00
			倉庫	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	25.91
			計		2,475.34
すずかけ	鳥取県鳥取市鹿野町今市宇屋 敷田1550番地	1550番	作業所	鉄骨造かわらぶき平家建	627.75
えがお	鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳 連場東413番地7	413番7	養護所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	351.00
母来寮	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上 浅津字七反ケ坪70番地1 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上 浅津字雨龍土77番地4	70番1	老人ホーム	鉄筋コンクリート造かわらぶき2階建	4,268.22
			ポンプ室	コンクリートブロック造スレートぶき平家建	43.55
			車庫	鉄骨造スレートぶき平家建	40.00
			倉庫	鉄骨造スレートぶき平家建	65.00
			計		4,416.77
ふしの白寿苑	鳥取県鳥取市伏野字中ノ茶屋 裏1771番地36	1771番36	老人ホーム	鉄骨造陸屋根2階建	4,688.05
			車庫・物置	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	84.00
			機械室	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	84.00
			集塵庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	22.75
			計		4,878.80
いこいの杜	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目 113番地1、127番地、126番地、 125番地、124番地、114番地1、 113番地4	113番1の 3	老人ホーム	鉄骨造かわらぶき2階建	4,079.20
			機械室	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	66.00
			計		4,145.20
湯梨浜はごろも苑	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上 浅津字餅ヶ坪407番地	407番	老人ホーム	鉄骨造陸屋根・ステンレス鋼板ぶき4階建	7,187.08
			車庫・倉庫	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	84.00
			倉庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	22.75
			機械室	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき	93.60
			計		7,387.43
皆生みどり苑 皆生やまと園	鳥取県米子市皆生新田二丁目 38番地、40番地	38番の3	老人ホーム・障 害者支援施設	鉄骨造陸屋根4階建	7,444.36
			機械室	コンクリートブロック造ステンレス鋼板ぶき 平家建	25.09
			車庫	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	80.41
			機械室	鉄骨造鋼板ぶき平家建	70.00
			計		7,619.86
認知症グループホーム くつろぎ	鳥取県鳥取市伏野字砂浜2259 番地17	2259番17 の2	グループホーム	木造かわらぶき平家建	315.00
いまいちさつきホーム	鳥取県鳥取市鹿野町今市宇屋 敷田1550番地	1550番の 2	グループホーム	木造かわらぶき平家建	145.80
いまいちけやきホーム	鳥取県鳥取市鹿野町今市宇屋 敷田1550番地	1550番の 3	グループホーム	木造かわらぶき平家建	145.80
さくらホーム	鳥取県鳥取市鹿野町今市宇屋 馬場ノ下131番地50	131番50	居宅	木造かわらぶき平家建	97.25
きたはまホーム	鳥取県鳥取市気高町北浜二丁 目182番地6	182番6	居宅	木造瓦葺平家建	78.95
あまつたけのこホーム	鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳 連場東843番地2	843番2の 1	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	320.67
あまつわかばホーム	鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳 連場東843番地2	843番2の 2	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	320.67
ほっしょうじはたるホーム	鳥取県西伯郡南部町法勝寺字 三本木454番地2	454番2	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	142.43
ほっしょうじさくらホーム	鳥取県西伯郡南部町法勝寺字 三本木457番地、454番地3	457番	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	142.43
ひだまりホーム	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字は わい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1	417番1	グループホーム	木造かわらぶき平家建	131.80
こもれびホーム	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字は わい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1	417番1の 2	グループホーム	木造かわらぶき平家建	131.80
ステップハウス	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字は わい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1	417番1の 3	作業所	木造ルーフィングぶき2階建	190.12
あじさいホーム	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字は わい温泉字浜田431番地1	431番1	グループホーム	木造かわらぶき平家建	147.00
すずらんホーム	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字は わい温泉字浜田431番地1	431番1の 2	グループホーム	木造かわらぶき平家建	120.85

施設名	所在	家屋番号	種類・構造		床面積 (単位: m <sup>2</sup> )
なぎさホーム	鳥取県境港市外江町字伊勢宮前2127番地1	2127番1	居宅	木造瓦葺2階建	124.11
すなはまホーム	鳥取県鳥取市湖山町西三丁目132番地18	132番18	居宅	木造かわらぶき2階建	111.22
事務局	鳥取県鳥取市伏野字砂浜2259番地43	2259番43の1	事務所	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	295.01